

[事案 25-27] 解約無効請求

・平成 25 年 7 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

解約手続は元配偶者が行ったものであり、申立人の意思にもとづくものではないとして、解約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 4 月、本契約を締結したが、平成 21 年 3 月、本契約について「解約手続完了のお知らせ」を受領し、同契約が解約されたことを知った。しかしながら、解約手続は、元配偶者が行ったものであり、元配偶者に解約手続を委任したこともないことから、同解約は契約者である私の意思にもとづくものではないので、解約を無効にしてほしい。また、解約が無効とならない場合には、解約返戻金相当額を損害として損害賠償を請求する。

<保険会社の主張>

本解約は申立人の意思にもとづいて行われたものと考えているが、仮に解約が申立人の意思にもとづいて行われなかったとしても、以下の理由により、当社は善意無過失で解約払戻金等を支払ったのであり、債権の準占有者に対する弁済として有効であることから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約の際には、届出印が押印された委任状が提出されている。
- (2) 解約に際しては、保険証券が提出されている。
- (3) 解約払戻金等は、申立人名義の保険料振替口座へ支払った。
- (4) 委任状の筆跡は、申立人自身の筆跡と類似している。
- (5) 保険契約に関する手続きにおいて、配偶者が代理人となることはよくあることである。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本解約手続は、解約請求書等により、申立人の元配偶者が代理人としてなしたものであることは明らかであることから、本手続が有効であるか否かは、元配偶者に代理権が存在したか否かを判断しなければならない。
- (2) 委任状の申立人名の署名が、申立人自身によりなされたものでない場合には、代理権の存在に疑問が生じるが、署名が申立人自身によりなされたものではないとしても、署名の代行も法律上有効である。本件では、元配偶者に署名代行権がある場合には委任状は効力を持つため、まず署名が申立人によりなされたものであるか否かと、元配偶者にいかなる権限が存在したかを明らかにしなければならない。
- (3) しかし、署名が申立人のものであるか否かは、専門家による筆跡の鑑定をしなければならず、また、元配偶者の権限の有無の判断は、申立人の主張のみではなく、元配偶者の供述を必要とするが、当審査会は裁判外紛争解決機関であることから、鑑定の手続きや、

裁定手続以外の当事者の尋問を行う権限を有しておらず、更に、本解約手続を無効とした場合には、元配偶者の利益に重大な影響をおよぼす可能性があるが、元配偶者は本手続において何ら自らの権利を擁護することができないことから、本件は鑑定や証人尋問の手続き、あるいは元配偶者が手続参加をすることが可能となる訴訟において解決することが妥当と判断する。